

■ 「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」改正案（公共工事関係）
（関係箇所抜粋）

2 1. 公共工事

表 2 【資材】

木材・プラスチック複合材製品	木材・プラスチック再生複合材製品	<p>【判断の基準】</p> <p>① 再生材料が原材料の重量比で 60%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されていること。</p> <p>② 重金属等有害物質の含有及び溶出について問題がないこと。</p> <p>③ 原料として使用される木質材料は、合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木及び小径木（間伐材を含む。）等の再生資源の割合が 100%であること。</p> <p>④ 製品に使用されるプラスチックは、使用後に回収し、再リサイクルを行う際に支障を来さないものであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○ 撤去後に回収して再生利用するシステムがあること。</p>
----------------	------------------	--

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「木材・プラスチック再生複合材製品」は、建築の外構工事、都市公園における園路広場工事、港湾緑地の整備工事において使用されるものとする。
- 2 判断の基準②については、JIS A5741 で規定される「木材・プラスチック再生複合材」に定める基準による。
- 3 判断の基準①②④については、JIS A5741 で規定される「木材・プラスチック再生複合材」4.2 リサイクル材料等の含有率区分 R60, R70, R80, R90 は本基準を満たす。